

技能章考査員推薦基準一覧

ボーイスカウト茨城県連盟

共通推薦条件	<ul style="list-style-type: none"> ●技能章考査に当たっては、各技能章の全課目に対応できる十分な知識と能力を有していることが基本であるので、下記に掲げる資格等を満たす者を候補者として推薦をする前に、各技能章の全課目を提示し対応できるか否かを確認すること。 ●推薦に必要な資格・能力を有する者は、申請書にその資格・能力を詳しく明記すること。
--------	--

技能章名称・番号	技能章指導員・考査員に求められる標準的な能力・資格等	その他事項
01 野営章	スカウトキャンプに熟練しており(A)、野営法研究会(Step2)を修了した者(B)、または同等の能力があると県コミッショナーが認めた者(C)。	(A&B) orC 同等以上の能力についてはその根拠を提示
02 野営管理章	スカウトキャンプに熟練しており(A)、県定型訓練「野営法研究会」の指導員になった者(B)、または同等の能力があると県コミッショナーが認めた者(C)。	(A&B) orC 同等以上の能力についてはその根拠を提示
03 救急章	救急隊員(A)、または日赤救急員適任証を有する者(B)、もしくは救急医療に携わる者(C)。	AorB orC
04 炊事章	スカウトキャンプ(A)および野外料理に熟練している者(B)で、野営法研究会(Step2)を修了した者(C)。	(A&B) &C
05 水泳章	指導員(A)または、水泳に堪能であり水泳章の各課目に精通している者(B)。	AorB
06 案内章	当該地域に長期間(5年以上)居住し(A)、その(考査する)地域の状況に精通している者(B)。	A&B
07 エネルギー章	エネルギー業務に従事しているか(A)、エネルギーについて専門知識を有する者(教員・研究者等)(B)。	AorB
08 介護章	介護福祉士(A)、または各種障害に応じた介護に携わっている者(特殊教育諸学校、福祉施設等に勤務している者)(B)か、それと同等以上の経験を有する者(C)。	AorB orC 同等以上の経験についてはその根拠を提示
09 看護章	看護師(A)、または、日赤看護法講習会を修了している者(B)。	AorB
10 手話章	手話に堪能である者。	指導ができるレベル
11 世界友情章	国際交流をコーディネートしている者。	
12 通訳章	英検2級以上(A)か英会話に堪能である者(B)。英語以外の言語については同等の語学力を有する者。	AorB 英語以外の言語を明示
13 点字章	点字を打つこと(A)と読むこと(B)に堪能である者。	A&B 指導ができるレベル
14 園芸章	園芸を職業とするか(A)、自家農園を有し園芸に精通している者(B)。	AorB
15 演劇章	演劇に堪能であり(A)、指導の経験を有する者(B)。または、芸術大学(演劇関連学科)卒業者。(C)	(A&B) orC
16 音楽章	音楽に堪能であり(A)、指導の経験を有する者(B)。または、音楽大学卒業者(C)。	(A&B) orC
17 絵画章	絵画に堪能であり(A)、指導の経験を有する者(B)。または、美術大学(絵画関連学科)卒業者(C)。	(A&B) orC
18 華道章	華道の指導にあたっている者(A)か、師範の資格を有する者(B)。	AorB
19 茶道章	茶道の指導にあたっている者(A)か、師範の資格を有する者(B)。	AorB
20 写真章	カメラに精通し(A)、写真展などで入賞(B)、または指導の経験を有する者(C)(写真連盟に所属していることが望ましい)。もしくは写真撮影を職業にしている者(D)。	(A&B) orC) orD
21 書道章	有段者であり(A)、指導の経験を有する者(B)。	A&B
22 竹細工章	竹細工を職業とする(A)か、それと同等の能力を有する者(B)。	AorB
23 伝統芸能章	伝統芸能について専門知識を有する者(A)、および伝統芸能の保存に堪能な者(B)。	A&B
24 文化財保護章	郷土研究家(A)・社会科教員(B)・県の文化財保護課(C)・市町村社会教育担当(D)の経験を有する文化財の保護に精通した者(E)。	(AorB orCor D)&E
25 木工章	大工を職業にするか(A)、それと同等の能力を有する者(B)。	AorB
26 安全章	衛生管理者(A)、もしくは防災関係の業務に従事(B)しているか、精通している者(C)。	Aor(B orC)
27 湾岸視察章	船舶業務に従事している者(A)、または沿岸視察業務に堪能である者(B)。	AorB
28 家庭修理章	日曜大工に用いる道具の使用に熟達している者。	
29 環境衛生章	環境衛生に精通している者。	
30 コンピューター章	基本情報技術者(A)か、コンピュータ業務に従事し(B)専門知識を有する者(C)。	Aor(B &C)
31 裁縫章	裁縫を職業とする(A)か、それと同等の能力を有する者(B)。	AorB
32 搾乳章	搾乳業務に従事している(A)か、その経験を有する者(B)。	AorB

33 自動車章	自動車運転免許(普通自動車以上)を保有し(A)、運転(B)または整備(C)業務に従事している者(2級整備士以上の資格を有すること)(D)。	A&((B or C)& D)	
34 事務章	各種の事務的なことに堪能である者。		
35 珠算章	2級以上の資格を有し(A)、計算業務に堪能である者(B)。	A&B	
36 消防章	消防業務に従事している(A)か、その経験を有する者(B)、または防火管理者の資格を有する者(C)。	A or B or C	
37 信号章	信号を使用する業務に従事しているか(A)、信号に関して十分な知識を有する者(B)。	A or B	
38 森林愛護章	林業関係の職業に従事している(A)か、その経験を有する者(B)、もしくは森林インストラクター(C)。	A or B or C	
39 洗濯章	洗濯を職業とするか(A)、それと同等の能力を有する者(B)。	A or B	
40 測量章	測量を職業としている者(A)で、測量士補以上(B)か、2級建築士以上の有資格者(C)。	A&(B or C)	
41 測候章	測候業務に従事している(A)か、または測候に関して十分な知識を有する者(B)。	A or B	
42 鳥類保護章	鳥類保護員か(A)、それと同等の能力を有する者(B)。	A or B	
43 釣り章	釣りに堪能(A)で、課目指導・考査ができる者(B)。	A&B	
44 溺者救助章	溺者救助に熟達している者、(溺者救助員適任証を有していること)。		
45 電気章	工業高校電気卒(A)、または同等の能力を有する者(電気工事、電気主任技術者であること)(B)。	A or B	
46 天文章	天文に関する職業に従事している(A)か、または天文に関して十分な知識を有する者(B)。	A or B	
47 土壌章	農耕業務に従事している(A)か、農学について専門知識を有する者(B)。	A or B	
48 農機具章	農耕業務に従事している(A)か、農学について専門知識を有する者(B)。	A or B	
49 農業経営章	農耕業務に従事している(A)か、農学について専門知識を有する者(B)。	A or B	
50 簿記章	簿記検定1級以上の者(A)であり、指導の経験を有する者(B)。	A&B	
51 無線通信章	第4級アマチュア無線技士以上の資格を有し(A)、交信経験が豊富である者(B)。	A&B	
52 有線通信章	有線通信の技術関係業務に従事している者。		
53 養鶏章	養鶏業務に従事している(A)か、その経験を有する者(B)。	A or B	
54 養豚章	酪農業務に従事している(A)か、その経験を有する者(B)。	A or B	
55 ラジオ章	工業高校電子科卒(A)か、同等の能力を有する者(ラジオに精通していること)(B)。	A or B	
56 わら工章	わら工について堪能である者。		
57 アーチェリー章	地域のアーチェリー協会・連盟に加盟する者(A)で、2級以上の資格を有する者(B)。	A&B	
58 オリエンテーリング章	OL協会のインストラクターの資格を有する者(A)、または同等の技能経験を有する者(B)。	A or B	
59 カヌー章	バッジテストB級以上の有資格者(A)か、日本体育協会公認コーチ有資格者(B)	A&B	
60 自転車章	自転車の販売修理を職業にする者(A)、または同等の能力を有する者(B)でサイクリングに熟練している者(C)。	(A or B)&C	
61 スキー章	バッジテスト2級以上の資格を有する(A)か、スキーに堪能である者(B)。	A or B	「堪能」とは、バッジテスト2級相当の者
62 スケート章	バッジテスト2級以上の資格を有する(A)か、スケートに堪能である者(B)。	A or B	「堪能」とは、バッジテスト2級相当の者
63 漕艇章	船員(A)またはそれに準ずる業務に従事する(B)か、海洋活動に堪能である者(C)。	A or B or C	
64 登山章	日本山岳協会(A)または、日本山岳会(B)所属の会員である者(C)。	(A or B)&C	
65 馬事章	馬術に堪能である者。		
66 パワーボート章	4級小型船舶操縦免許(H15.6.1からは新免許「2級小型船舶操縦士免許」)(A)またはそれと同等の有資格者(B)で、指導の経験がある者(C)。	(A or B)&C	同等の有資格についてはそれを提示
67 ヨット章	バッジテスト中級3級以上の資格を有する者(A)で、指導の経験を有する者(B)。	A&B	
68 武道・武術章	武道の有段者(A)で、指導の経験を有する者(B)。	A&B	